

平成11年(ネ)第206号損害賠償請求控訴事件

(原審・広島地方裁判所平成7年(ワ)第2158号(甲事件),平成8年(ワ)第1162号(乙事件),平成10年(ワ)第649号(丙事件))

判 決 要 旨

控 訴 人 朴 昌 換 ほか39名
(別紙控訴人目録記載のとおり)

被 控 訴 人 国
同 三 菱 重 工 業 株 式 会 社
同 菱 重 株 式 会 社

第1 主文

1 原判決中,別紙控訴人目録記載の甲事件控訴人ら及び乙事件控訴人らと被控訴人国とに関する部分を次のとおり変更する。

(一)被控訴人国は,別紙控訴人目録記載の甲事件控訴人ら各自に対し,それぞれ120万円及びこれに対する平成8年1月17日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(二)被控訴人国は,別紙控訴人目録記載の乙事件控訴人ら各自に対し,それぞれ120万円及びこれに対する平成8年10月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(三)別紙控訴人目録記載の甲事件控訴人ら及び乙事件控訴人らの被控訴人国に対するその余の各請求をいずれも棄却する。

2 別紙控訴人目録記載の甲事件控訴人ら及び乙事件控訴人らの被控訴人三菱重工業株式会社に対する本件各控訴をいずれも棄却する。

3 別紙控訴人目録記載の丙事件控訴人らの被控訴人菱重株式会社に対する本件各控訴をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は,別紙控訴人目録記載の甲事件控訴人ら及び乙事件控訴人らと被控訴人国との間では,第1.2審を通じて,甲事件控訴人ら及び乙事件控訴人

らに生じた分の10分の1を被控訴人国の負担とし、その余は各自の負担とし、甲事件控訴人ら及び乙事件控訴人らと被控訴人三菱重工業株式会社との間並びに別紙控訴人目録記載の丙事件控訴人らと被控訴人妻重株式会社との間では、控訴費用はすべて各控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

本件は、大韓民国（韓国）の国籍を有する甲事件、乙事件及び丙事件の各控訴人ら合計40名（控訴人ら）が、第2次世界大戦中の昭和19年（1944年）に、国民徴用令に基づいて朝鮮半島の各居住地から広島市に強制的に連行され、当時の三菱重工業株式会社（旧三菱）の広島機械製作所及び広島造船所において労働に従事させられた上、昭和20年（1945年）8月6日には原子爆弾の投下により被爆したにもかかわらず、被控訴人国及び旧三菱は何らの救護も行わず、朝鮮半島の居住地への送還義務も履行せず、さらに、被控訴人国は、戦争終結後も控訴人らが受けた原爆被爆の被害に対して何らの援護、補償の措置も講じていないなどとして、不法行為（被控訴人国に対しては国家賠償法1条1項に基づく請求も含む。）、債務不履行等を理由に、被控訴人らに対し（被控訴人三菱及び同菱重は旧三菱の債務を承継しているとして）、精神的損害に対する賠償を求めるとともに、被控訴人三菱及び同菱重に対して、旧三菱の未払賃金等の支払を求めた事案である。

原判決は、控訴人らの請求をいずれも棄却したため、控訴人らが控訴したものであるが、控訴人らは当番で、請求原因として、旧三菱が控訴人らの未払賃金等についてした供託による債権侵害の不法行為と、被爆者健康手帳の交付を受けた被爆者が日本の領域を越えて居住地を移した場合には原爆特別措置法の適用がないとする昭和49年7月22日付け厚生省公衆衛生局長（当時）通達（402号通達）の作成、発出及びこれに従ったその後の行政実務の取扱いの違法を追加して主張した。

第3 当裁判所の判断

1 被控訴人国に対する請求について

(-) 強制連行，強制労働を理由とする損害賠償責任について

(1) 国際法に基づく責任について

国際法は，原則として，国家と国家又は国際機関等との関係を規律するものである。条約等の国際法規範の存在と無関係に個人に国際法上の法主体性が認められるものではない。戦争犯罪責任に関する国際慣習法やILO第29号条約等も，国際法違反行為の被害者個人による加害国等に対する賠償等の請求を認めるものではなく，本件に関して控訴人ら個人に損害賠償請求権を認め得る国際法規範の存在は認められない。

(2) 国内法に基づく責任について

ア 不法行為に基づく損害賠償責任について

(ア) 被控訴人国の不法行為

控訴人らに対する徴用は，いずれも国家総動員法及び国民徴用令に基づいて行われたものである。控訴人らは，法的義務を課され，やむを得ず徴用に応じたものであり，その意味では強制された連行であり，労働ということができる。しかし，その意思を抑圧されて拉致されたというのではなく，当否は別として，当時の法制下において控訴人らの徴用それ自体をもって直ちに不法行為と認めることはできない。

ただ，控訴人らに対する徴用の実施に際しては，賃金の半分を家族に送金するとか，徴用に応じないと家族も逮捕されるなどといった欺罔や脅迫ともいえる説明が官吏等によって行われ，居住地から広島までも，警察官等が監視して，事実上軟禁に等しい状態で押送されたことが窺われる。このような行為は，国民徴用令等の定めを逸脱したものと考えられ，被控訴人国について不法行為の成立する余地がある。

(イ) 国家無答責の法理

明治憲法下では，国の権力的作用に基づく行為によって損害を被っ

ても、賠償請求は行政裁判所では受理されず、司法裁判所では民法の不法行為規定は適用されないとして請求は棄却され、その結果、損害賠償請求の認められない国家無答責といわれる法状態であった。しかし、実定法上、国に損害賠償責任のないことが確定していたわけではない。損害賠償請求を実現する法的手段が認められていなかったにすぎず、要は司法裁判所での民法の不法行為規定の適用の有無についての判断にかかっていたのである。

現憲法下では行政裁判所は廃止されて司法裁判所に一元化されたこと、民法の不法行為規定は不法行為に関する一般法ともいえる存在であること、明治憲法下でも個人の尊厳は尊重されており、これを否定することは許されないこと、国家無答責という考え方に一般的な正当性を認めることはできないことなどからすれば、本件における国の不法行為について、国家無答責を理由に責任を否定することはできない。

イ 損失補償の法理について

明治憲法27条の規定から直接に損失補償請求権が生じると解することはできない。控訴人ら主張の特別の犠牲とは、第2次世界大戦による戦争被害の一種であるところ、そのような損失の補償を明治憲法が予想していたとは考えられない。

ウ 結果責任の法理について

控訴人ら主張の結果責任の法理は抽象的で、これを行為規範、裁判規範とすることはできない。この法理に基づいて控訴人らに具体的な請求権が発生するとは認められない。

エ 条理について

本件のような戦争被害について、立法を待たずに当然に国に補償を請求することができるという条理は認められない。

オ 安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任について

控訴人らの旧三菱における労働のような労務の提供に関する安全配慮義務は、使用者が必要な施設等を設置管理し、被用者の勤務条件等を支配管理することに実質的な根拠が存在すると考えられ、安全配慮義務が認められるためには、当事者間に施設等の設置管理又は勤務条件等の支配管理の関係があることを要する。本件では、控訴人らは、旧三菱に引き渡された後は旧三菱の各工場に配置され、専ら、旧三菱の設置管理する工場施設内で生活し、その労務管理の下で作業に従事したのであり、被控訴人国がこれらに具体的に関与したことは認められない。被控訴人国と控訴人らとの間に、安全配慮義務が観念されるような特別の社会的接触と認めるに足る関係が存したということとはできない。

しかしながら、被控訴人国が控訴人らを徴用し旧三菱に引き渡すまでの間については、徴用という行為を契機として、被控訴人国と控訴人らとの間に、直接に特別の社会的接触に当たる関係の成立することが考えられる。そして、徴用の実施に当たっての不法行為成立の可能性からすれば、この点において、被控訴人国に安全配慮義務違反が認められる余地がある。

(3) 除斥期間について

徴用の実施に当たって国に不法行為の成立する余地があるとしても、本件訴訟の提起は不法行為の時から50年以上経過しており、民法724条後段の20年の除斥期間の経過により控訴人らの損害賠償請求権は消滅している。この除斥期間の適用制限が認められるためには、被害が重大、深刻で救済の必要性が高度に存することや、除斥期間内の権利行使の困難、加害者が責任を免れることの不当という事情に加えて、権利行使が可能になってから被害者がすみやかに権利を行使したことを要する。控訴人らによる損害賠償請求権の行使は、日本と韓国との国交が回復した昭和40年(1965年)、あるいは遅くとも韓国原爆被害者援護協会(援護協

会)の役員が、被爆被害についてではあるが日本政府に補償の要求をした昭和47年(1972年)には可能であったと認められ、それから20年以上経過して提起された本件訴訟は、到底、すみやかな権利行使とはいえない。

(4) 日韓請求権協定について

控訴人らに認められる余地のある損害賠償請求権は、いずれも日韓請求権協定2条3の「財産、権利及び利益」に該当し、日韓請求権協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律(財産権措置法)1条により昭和40年(1965年)6月22日をもって消滅したものと認められる。日韓請求権協定に基づく国内的措置として財産権措置法を制定し、韓国国民の権利を消滅させたことは、サン・フランシスコ平和条約と同様に日本の敗戦に伴う国家間の財産処理として行われたものであって、その損害に対する補償は憲法の各条項の予想しないものである。財産権措置法が憲法の各条項に違反するということはいえない。

(二) 原爆被害放置等(立法不作為を除く)に基づく損害賠償責任について

(1) 被爆者法不適用の違法について

ア 被爆者法における「被爆者」というためには、その居住地又は現在地の都道府県知事等に申請して被爆者健康手帳の交付を受けることを要し、各種手当を受けるには、同様に都道府県知事等に申請して、所定の要件を満たしている旨の認定を受けることを要すると定められている。その結果、日本国外にいるままでは被爆者健康手帳の交付や各種手当の受給に必要な認定は受けられず、少なくとも一度は日本に来なければならぬものとされてきた。

被爆者健康手帳の交付に当たっての都道府県知事等の審査においては、被爆事実について関係資料を調査し、申請者本人や関係者から被爆時の状況等を確認する必要があるところ、申請者が国内にいることで、これ

をより適正，円滑に行うことができる。各種手当の支給認定に当たっても、所定の疾病等の存在を専門家によって審査する際に，申請者から事情を聴取し，診断書を作成した医師に照会をするなどの必要があるところ，この点でも，申請者が国内にいて，より適正、円滑に行うことができる。したがって，上記の定めには合理性がないわけではない。

イ しかしながら，被爆者法は，国家補償的配慮を根底にして，国籍にかかわらず被爆者を広く援護しようとする人道的立法であること，上記各申請における実質的要件は被爆の事実や所定の健康被害の存在であって，これらが肯定できるのに，やむを得ない理由で形式的要件が満たされない場合に法の定める給付を認めないのは本末転倒であること，被爆者が国内にいなくても可能な給付もあること，被爆者としての地位は出国しても失われないと解されること，審査の適正，円滑に関しては，代替手段が考えられないわけではないことからすれば，上記各申請に際して，病気その他のやむを得ない理由により来日が困難な在外被爆者に対してまでも，来日しない限り被爆者健康手帳を交付せず，支給認定をしないとするのは，被爆者法の趣旨，目的に反する。

老齢や病気等のために来日することができない被爆者のあることは予測できるものであり，被爆者援諸法は前文でわざわざ被爆者の高齢化についても言及している。また，違法と認められる402号通達が改められた後，在外被爆者からの各申請が殺到した事実からは，多くの在外被爆者は402号通達の存在のために，これまで来日して申請することがなかったものと考えられる。その間に，高齢化も加わって来日が困難になってしまった者について，現在，来日しないことを理由に被爆者法による救済を否定することは著しく信義に悖るといふべきである。

ウ 以上によれば，上記各申請に当たって、原則として，申請者である在外被爆者に来日を求めている被爆者法の規定は，その限りでは不合理と

いえないとしても、病気その他のやむを得ない理由で来日が困難な在外被爆者に対してまでも、例外なく来日を求めていると解するのは相当でない。そのような者については、来日することなく上記各申請を行う余地を認めた規定と解して、はじめて合理性を肯定することができる。病気その他のやむを得ない理由で来日が困難な在外被爆者について、来日しないことを理由に申請を受理せず又は却下し、来日するまで処分しないということは、不合理な差別として違法というべきである。

エ もっとも、控訴人らについては、これまでに病気その他やむを得ない理由があるにもかかわらず、来日することができないことが原因で申請を行わず、あるいは申請が受理されず又は却下された事実は認められない。控訴人らの中には、申請を行わないまま病気で来日がむずかしくなった者のいることが窺われるが、その経緯等からは、申請をしなかった理由は402号通達の存在にあったものと認めるのが相当である。したがって、控訴人らが具体的に何らかの不利益を受けたとは認められない。

(2) 402号通達に基づく損害賠償責任について

ア 402号通達は、被控訴人国が、在外被爆者からの被爆者健康手帳の交付や各種手当の支給に係る申請の増大を予測し、その対策として、被爆者健康手帳の交付を受けても日本から出国すれば失権し、手当も受けられないとの解釈を示して、在外被爆者に対して、被爆者健康手帳の交付等を受けることの意義が極めて限定されたものにとどまることを認識させる意図のもとに発出されたものと認められる。

しかしながら、同通達が、被爆者健康手帳の交付を受け、各種手当の受給権者であっても、出国すれば失権するとしたのは、原爆2法の解釈として誤りであり、被爆者援護法の解釈としても認められない。

イ 402号通達のような解釈は、在外被爆者に被爆者健康手帳の交付等を認める意義を失わせるに等しく、被控訴人国は、このような矛盾した

解釈、取扱いが、失権についての明確な規定もなしに許容されるものか疑問を持つべきであった。これと同時に、都道府県等の区域を越えて居住地を移した場合に失権するとしていた従来の取扱いを改めていることに関しても、原爆2法にはそのような従来の取扱いについての明確な規定はなく、したがって、法律上の根拠を欠いた取扱いであった疑いがあり、それを是正したものと解されるところでもある。さらに、孫振斗訴訟の第1審判決において、原爆医療法が通常の社会保障法とは異なる特異な立法であるとされ、その結論からしても国家補償的性格を併有するものと解し得ることが既に示されていたという事情もある。これは、原爆の被爆による健康被害の特異性、深刻さからしても、十分に首肯することのできるものであった。このような事情からすれば、制度の性格が社会保障であるとの理解のもとに、従来から同様の解釈をしていたというだけでは、相当の根拠が存するということはできない。出国によって失権するという解釈について法律上の根拠があるといえるのかを、原爆2法の趣旨、目的に則って、類似する他の制度との比較等も含めて、十分に調査検討する必要がある。しかし、被控訴人国が十分な調査検討を行ったとは認められない。それにもかかわらず、誤った法律解釈に基づいて402号通達を作成、発出し、これに従った行政実務の取扱いを指示したことは、法律を忠実に解釈すべき職務上の基本的な義務に違反した行為というべきであり、担当者には過失があったものと認められる。

ウ 402号通達によれば、ひとたび日本から出国すれば、被爆者たる地位を失って各種の給付を受けることができなくなってしまう。日本に滞在し続けられない以上、何らの救済も援助も受けられない。これは、在外被爆者が在外被爆者である限りは被爆者法の適用を否定するに等しいものである。現在、ようやく、在外被爆者の救済の必要性が認識されてきている。被爆者の高齢化を考えると、早急な対応が望まれるが、このよう

に救済が遅れてしまったことについても402号通達が影響している。

エ 控訴人らが、本件訴訟を提起し、402号通達が改められた際に生存していたほぼ全員が直ちにそれぞれの申請手続を行っていることから、同通達がなければ、もっと早い時期に申請を行い、認められていたと考えられる。

控訴人らは、いわれのない差別を受け、適切な医療も受けられずに募っていく健康や生活への不安、そのような境遇に追いやられ、在韓被爆者であるが故に放置されていることへの怒りや無念さといった様々な感情を抱いていたところ、孫振斗訴訟等を契機に被爆者健康手帳が交付される途が開かれ、ようやく救済が期待できる兆しを感じられた途端に、402号通達が発出され、従前にも増して、一層の落胆と怒り、被差別感、不満感を抱くこととなった。そして、高齢化していくことによる焦燥感も加わって、本件訴訟を提起して在韓被爆者援護の必要性や402号通達の違法性を主張するという具体的な行動にまで出ざるを得なくなったものであり、控訴人らが精神的損害というに足りる多くの複雑で深刻な感情を抱かされてきたことが認められる。

通達が、本来は行政組織内部において法的拘束力を有するものとしても、402号通達及びこれに従った行政実務によって控訴人らの精神的損害が生じたことは否定できない。被爆者法は、広島、長崎で被爆して健康被害を受けた被爆者を対象とするものであり、402号通達の対象も同様である。この通達は、そのように限定された範囲の被爆者を対象に行われた一種の処分にも匹敵する実質を有する。本件と他の通達の違法の問題一般とを同様に考えることはできない。

オ 控訴人らの精神的損害については、被爆者健康手帳を既に取得している者と、そうでない者との間で差異はないと認められる。被爆者健康手帳の交付を受けていない者については、402号通達がなければ、困難

な事情を乗り越えてでも来日して手帳の交付を受け、各種手当の支給申請をしたであろうものが、通達のためにそれがほとんど意味がないものとされ、その後、高齢化により来日の負担が一層増大したことも考えられる。その精神的損害が既に被爆者健康手帳の交付を受けている場合よりも小さいということとはできない。また、控訴人らの精神的損害は、通達及び行政実務の取扱いが改められたからといって解消するものではない。

以上に加えて、被爆者法による給付の内容や健康管理手当の額、本件訴訟の提起に至る経緯や訴訟の経過等の諸事情を考慮すると、控訴人らの精神的損害に対する慰謝料としては各100万円 弁護士費用は各20万円が相当と認められる。

(三) 立法不作為による損害賠償責任について

原爆の被爆という戦争被害について、どのように援護、救済を図るかといった事柄は、立法府の裁量的判断に委ねられていると解される。このような補償立法は、社会・経済・財政事情のほか、わが国の国民感情、補償措置を講じた場合の諸々の社会的影響、日韓関係を含む外交上の問題等を考慮した上で行われるべきもので、多分に政治的配慮を必要とする。補償対象者の範囲、補償事由、補償の額及び手続についての立法技術上、運用上複雑で困難な問題もある。控訴人ら主張の国会決議や憲法等の諸規定を根拠に、補償立法の義務が国会又は国会議員にあるとは認められない。

(四) 無効な供託による債権侵害の不法行為について

- (1) 旧三菱が未払賃金等の供託を行った当時は、日本と韓国との間に国交がなかったことなどから、控訴人らの権利行使が困難であったのと同様、旧三菱による弁済の履行も困難であったことが窺える。したがって、債権者が弁済を受領することができない場合に該当し、供託原因は存在すると認めるのが相当である。しかしながら、旧三菱が被供託者の住所を郡までし

か記載しなかったことは、被供託者の特定の点で不十分であり、この供託を有効として弁済の効果を認めることはできない。

(2) 供託の受理に当たっては、供託書の適式性、添付書類の存否等の手続的要件のほか、提出された供託書及び添付書類に基づいて判断する限りにおいて、供託原因の存否等の実体的要件についても審査すべきものと解されるが、それ以上に審査が及ぶものではない。本件において、供託者が被供託者の正確な住所を知っているか否かまで調査すべきものとは解されない。

(3) 供託原因が存在する以上は、供託は債務者の権利でもあり、それが朝鮮人労働者からの要求行動への対応策であったとしても、直ちに不法行為と評価されるものではない。被控訴人国や旧三菱において、あえて被供託者が権利行使できない供託をした上で、供託による債務消滅を対抗手段として用いる意図があったとまでは認められない。

2 被控訴人三菱及び同菱重に対する請求について

(一) 国際法に基づく責任について

国際法に基づく責任に関する控訴人らの主張に理由のないことは、被控訴人国について述べたとおりである。

(二) 不法行為に基づく損害賠償責任について

控訴人らの徴用に関しては、当時の法制下では徴用それ自体を不法行為とはいえないものの、その実行に当たって、国民徴用令等の定めを逸脱した行為が行われたことが窺われ、旧三菱についても、この点で不法行為が成立する余地がある。

(三) 安全配慮義務違反による損害賠償責任について

(1) 控訴人らと旧三菱との関係は徴用によって設定されたもので、雇用契約等は存在しない。しかし、その実態は、控訴人らは旧三菱の各工場に配置され、旧三菱の設置管理する工場施設において生活し、旧三菱の労務管理の中に組み込まれて、その指示の下で作業に従事し、これに対し、旧三菱

は賃金を支払っていたものである。この事実からすれば、控訴人らと旧三菱との間には、雇用契約に準ずる法律関係が存在し、信義則上、安全配慮義務が認められる特別の社会的接触の関係があったと認めるのが相当である。

(2) 旧三菱における控訴人らの生活及び就労等の状況については、現在と比較すれば貧弱で不十分なものであったことが推察されるが、戦争遂行時で、わが国全体が物資が不足して食糧も十分でないという状況にあったことを前提に考えた場合、安全配慮義務に反するといえるほどに劣悪であったとまでは認められない。労働時間、作業内容についても、安全配慮義務違反といえる状態にあったとは認められない。

しかしながら、原爆が投下された後に、旧三菱が控訴人らの救護のための措置を何ら講じず、食事も与えることなく放置していたこと、徴用を継続する必要がなくなった後も控訴人らの帰郷に協力しなかったことについては安全配慮義務違反が認められる。

(四) 未払賃金等の請求について

旧三菱には、相当額の未払賃金及び未払預貯金を支払う義務のあることが窺われるが、各控訴人の具体的金額については証拠によっても判断することができない。

(五) 無効供託による債権侵害の不法行為について

被控訴人国について述べたのと同様の理由により認められない。

(六) 除斥期間、消滅時効、財産権措置法による控訴人らの権利の消滅

(1) 不法行為による損害賠償請求権は、20年の除斥期間の経過により消滅している。

(2) ア 安全配慮義務違反の債務不履行による損害賠償請求権及び未払賃金等の支払請求権は、いずれも昭和20年(1945年)9月よりも前に発生した債権であり、日韓の国交が回復した昭和40年(1965年)あ

るいは前記の昭和47年(1972年),遅くとも援護協会の役員が来日して,被控訴人三菱との間で直接に交渉の機会をもった昭和49年(1974年)8月には,その権利行使は可能になっていたというべきである。

上記の各請求権は,権利行使が可能となった時から長くても10年で消滅時効が完成するところ,控訴人らが被控訴人三菱に対して本件訴訟を提起したのは平成7年(1995年)12月、被控訴人菱重に対しては平成10年(1998年)5月であるので,いずれも時効により消滅したものと認められる。

イ 債務者が債権者の権利行使や時効中断行為を妨げる行為に出た場合や,妨害とまではいえなくても権利行使等のできなかつた原因が債務者の行為等に基づくものであって,消滅時効の援用を認めて債権を消滅させることが著しく正義・公平に反すると認められる特段の事情のある場合には,債務者による消滅時効の援用は権利の濫用として許されない。

控訴人らは,強制連行,強制労働そして原爆被爆後の放置の違法性が重大で,被害も甚大で救済の必要性の高いこと,日本と韓国の外交問題や韓国国内の政治的,社会的諸事情等の外的事情による権利行使の不能と被控訴人三菱による補償に対する信頼作出の行為などを挙げるが,債権発生の原因となる債務者の行為の違法性や債権者の被った被害が重大で,救済の必要性が高度であるという事情だけで時効の援用を権利濫用とすることは,違法性や被害の程度が重大な場合に時効制度の適用を一般的に否定することとなって相当でない。また,控訴人ら主張のような権利行使を不能とする事情があったと認めることはできない。本件は徴用や被爆に関する事案ではあるが,旧三菱との関係で控訴人らに認められる請求権に関しては,被控訴人三菱及び同菱重による消滅時効の援用を権利濫用とすべき特段の事情は認められない。

(3) 控訴人らの上記各請求権は、日韓請求権協定の署名の日以前に生じた事由に基づくもので、法律上の根拠に基づいて財産的価値の認められる実体的権利であって、日韓請求権協定2条3にいう「財産、権利及び利益」に該当すると解される。したがって、同協定及び財産権措置法1条により昭和40年(1965年)6月22日をもって消滅したものと認められる。

3 結論

以上によれば、控訴人らの本件各請求は、被控訴人国に対して、違法な402号通達の発出等に伴う精神的損害についての慰謝料と弁護士費用として、控訴人らそれぞれに120万円及び遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、被控訴人国に対するその余の各請求、被控訴人三菱及び同菱重に対する各請求はいずれも理由がない。

別紙

控訴人目録(省略)